

【原著論文】

新体操の採点規則に関する哲学的研究 —運動特性および競技性と採点規則との適合性を中心に—

村田由香里

体育史研究室

Philosophical study on the rules of rhythmic gymnastics scoring

—Mainly on the conformity of motion characteristics and competitiveness
with the scoring rule—

Yukari MURATA

Abstract: In this study, firstly I clarified the process as to how rhythmic gymnastics has been developed as well as what phases the current difficult-skill-oriented scoring rules had gone through before they were established. Secondly, I analyzed the conformity of the motion characteristics of rhythmic gymnastics with the scoring rules.

The problematic points which became surfaced through this research are:

Problem one: Evaluation criteria on art and expression ability, which tend to be unclear and vary depends on one's sense of value, has not been discussed by FIG (International Gymnastics Federation). Problem two: As a solution of above stated problem, the scoring rules were revised to those that place emphasis on degree of difficulty or skills of hand tool maneuvering, which are easy to be evaluated by judges.

The executor of this study thinks that it is necessary that rules to be established which allow anyone from all over the world, who has different culture, to equally find it attractive, not the evaluation criteria which give advantage to certain players, if we want rhythmic gymnastics to be established as a true international sport in the future. It is called for that the evaluation criteria be reorganized based on the principle of fairness, taking into consideration of characteristics of rhythmic movement such as the depth of movement, integration of body, hand tool and music.

(Received: June 20, 2011 Accepted: September 7, 2011)

Key words: rhythmic gymnastics, scoring rules, art, movement characteristic, playability

キーワード：新体操，採点規則，芸術，運動特性，競技性

1. 目的及び方法

スポーツでは、目が離せなくなるような美しい動きや、心打たれるような場面にしばしば遭遇する。それは新体操やフィギュアスケート、シンクロナイズドスイミングといった、表現力が重視される芸術的な色彩の濃いスポーツではより顕著である。「美」とは、何かの対象により私達の心に引き起こされた感動、つまり気にいる、心を引きつけられる、愛するに値する等の感情が考えられ、我を忘れて感情移入してしまうものである¹⁾。「美」は我々の日常にもいたるところに存在し、ときには意識的に、また無意識的に捉えられ、そ

れは当然のことながらスポーツにも存在している。

スポーツの勝敗決定方法は競技種目により様々であり、本研究でとりあげる新体操は、体操やフィギュアスケート、シンクロナイズドスイミングと同様に、採点競技である。そのため、これまでの新体操は採点規則の変化や審判員の評価スタンスにより、その進路が定められてきた経緯を有する²⁾。新体操は本来、動きの可能性を追求し、動きの奥深さ、体と手具との一体感、技の高度さが織りなす美的表現を運動特性とするスポーツであるが³⁾、現在の新体操における評価規準の傾向は、高得点に値する徒手難度や手具操作をいかに数多く実施できるかに力点が置かれている⁴⁾。つま

り現行の採点規則は、選手が高得点を獲得するために高難度の技を多くとり入れることに固執し、新体操の運動特性である動きの美しさや表現力を軽視する傾向が顕著になっているのである。このような傾向に対しては、斯界でも多くの疑義が唱えられてはいるが、採点競技であるが故に審判員の個人的な感情が採点を左右するのは避けられず、問題が生起する度に審判員の評価規準に問題解決の矛先を向けるというやりとりが繰り返されるのが実情である。

そもそも人間が公正に他人を評価することは可能なのであろうか。これを新体操に置換して考えるならば、採点競技である新体操は果たして成立するのであろうかという問いに直面する。採点問題を複雑化する要因は、何を美しいとするかについてそれぞれの人間（審判員）の価値観に左右される事や人間の背後に存在する国家的、民族的な文化に違いがあることに求められよう。

筆者は、自ら新体操の選手としてさまざまな大会に参加し、その都度採点に対し不審を抱いたことが多々ある。それは、審判員に対する不審も然ることながら評価規準となる採点規則そのものに対してである。

新体操に関わるすべての規則は、それを統括する国際体操連盟（以下「FIG」と表記）のしかるべき組織によって作られている。そして、本論で最も重要とされる採点規則については、選挙によって選ばれた当連盟新体操技術委員会の委員7名が原案を作成し、その上部組織である理事会がその原案を承認するという仕組みで策定される⁵⁾。したがって、新体操の専門家集団である7名の委員の責任は極めて大きく、国際審判員の養成という重要な課題も担っている。しかし、新体操の諸規則に絶対的な責務を負うFIGでは、新体操の本質といった根底的な側面への追求を唱えた議論は極めて乏しく、偏った評価規準に論議を重ねるばかりではなかろうか。新体操を真の国際スポーツとして確立させるならば、少なくともそこには動きの可能性を追求し、動きの奥深さ、体と手具との一体感、技の高度さから織りなす美的表現を運動特性とすることを考慮にいれたうえで、公正を原則とする評価規準を設定する必要があることは言うまでもない。

そこで本研究では、新体操の形成過程からこの競技の運動特性を明らかにし、採点規則の変遷から新体操の競技性について考察した上で、新体操の運動特性および競技性と現行の採点規則との適合性について検討を加えていく。この検討課題に取り組むにあたり、新体操の普及、発展に寄与しようとする本研究では、20年間新体操にかかわり選手としてさまざまな体験を積んできた筆者の体験知を分析視点の1つとして設定していくこととする。

2. 先行研究

従前の新体操に関する文献研究を概観すると、日本体操協会⁶⁾、加茂⁷⁾らによって、新体操の通史や競技記録集はまとめられている。しかし、新体操の各論的研究においては、新体操の運動特性である動きの奥深さ、体、手具、音楽との一体感に着目した哲学的論文は皆無に等しく、山田⁸⁾、柿本⁹⁾らの研究に代表されるように、新体操の高難度技術に注目した実践研究や理論研究に傾斜した状況にある。この高難度技術に視線を集める学術的な動向は、実際の競技場面と同様に新体操の運動特性への軽視を増幅させる危険性を併せ持っていることを指摘せねばならない。新体操の審判や採点規則については、瀧澤¹⁰⁾、高橋¹¹⁾、内海¹²⁾らの研究において扱われてきたが、体操競技やフィギュアスケートといった採点競技の国際舞台で、誤審問題が物議を醸している実情を考慮してみても、公正な判定というものを根本的に捉え直すことは、斯界に提起された喫緊の課題である。国際スポーツ界における採点競技が岐路に立たされている今日において、新体操の運動特性に着目し評価規準の在り方を再考する本研究は意義深いといえるだろう。

3. 新体操の歴史と運動特性

18世紀、体操（Gymnastik）はドイツで主として女性、少女を中心とした身体教育の手段として取り扱われた。その教育的課題は身体の積極的活動力の発達、向上、そしてそれらの能力保持を意図した体操的動作の習得であった¹³⁾。つまり、広義においての健康のための体操的動作を習得することをねらいとし、この体操が広まっていったということである。この体操が広く世界に広まったのは1793年にグーツムーツ（J. Ch. F. Guts Muths）の著書、『青少年のための体操（Gymnastik fuer die Juegend）』が出版されてからのことであるといつてよいだろう。この体操は、主に日常的な動きを基本としたものであった。一方、1816年、ヤーン（F. L. Jahn）によって世に出された『体操術（Turnkunst）』は後の器械体操、体操競技の道を辿ることになった。

現在の新体操のもとになる所謂「リズム体操（Rhythmische Gymnastik）」が誕生したのは、20世紀に入ってからのことである。その先駆者は、1905年ベルリンに「体操中央研究所（Zentralinstitut fuer die Gymnastik）」を創設したメンゼンディーク（Bess Mensendiek）とされている。彼女は教育学者であったカルマイヤー（Hedwig Kallmeyer）の影響を受け、美的で自然な動きを主張する体操を志していたと伝えられている¹⁴⁾。

さらに、音楽と体操の関係ではカルマイヤーの師とされる体操教師、ステビンス (Genevieve Stebbins) と音楽教育学者、ダルクローズ (Jacques Dalcroze)¹⁵⁾ の影響が大きい。2人はそれぞれアメリカで学んだ後、ダルクローズはリズムにのったモダンな体操を世に伝えるため1911年、ドレスデンに体操学校 (Gymnastikschule) を設立し、その指導をボーデ (Rudolf Bode)¹⁶⁾ に委ねた。後に「表現体操の祖 (Schoepfer der Ausdrucksgymnastik)」の異名をとるボーデは、身体的動作による技巧的な表現をする運動体系ではなく、人間の感情をもこめて、運動の中にその人間の全体が反映するような表現をする一連の運動方法である表現体操を樹立し、リズムと全身運動の概念を明らかにすると共に、押し (Druck)、引き (Zug)、突き (Stoss) 運動の改革に努めた¹⁷⁾。ボーデは、当時行われていたリングに始まるスウェーデン式体操が、後継者たちによってその独自性を出すために、生理・解剖学的な面を強調して体系付けられ、また構成され、それが次第に形式化されてしまった動きに対して、人間を生命体・有機体としてとらえ、内面から生ずる運動の衝動 (心の動き) を自然的・全身的にリズムカルな動きに表すことが体操の本質であることを強調し、新しい体操である「リズム体操」の基礎を築いたのである¹⁸⁾。これは、19世紀後半に入り形式が凝固してしまった体操に、息吹を甦らせようと新しく導入された体操であり、生理・解剖の面から身体をとらえた旧来の体操とは大きく異なることを意味するだろう。板垣によると、リズム体操とは、「美的運動は内部からの成長であり、外部から形を教え込むものではない」との理念に基づき、動きの中に「美とリズム」を求めたもの¹⁹⁾ と定義づけられる。また代谷は、新しい体操の創始者の一人としてボーデを挙げ、「心の表現としての身体の律動運動訓練を樹立し、“表現体操”を体系づけた。…… (中略) ……さらに、理論と実践を進め、リズム体操 (Rhythmische Gymnastik) を創始した人物である」²⁰⁾ と紹介し、ボーデが今日にみる新体操競技の基礎を築いたと述べている。つまり、著者が新体操で最も重要であると考え、「音楽に伴いリズムを重視し表現する体操」がここで息吹をあげたのである。

ボーデの表現体操が脚光を浴びている頃、さらに手具体操の普及に努めた人物がスポーツ教育学者であったメダウ (Hinrich Medau)²¹⁾ である。ダルクローズとボーデのもとでリズム体操を学んだメダウ (H. Medau) は、ゼンタと協力し、体操の中にいろいろな手具 (ボール、リボン、こん棒、なわ、タンバリンなど) をもちこみ、いわゆる手具体操の体系化という、新しい体操分野を切り開いていった²²⁾。その後、1925年にはベルリンにメダウ学校を創立し、モダン体操の

指導者養成に取り組むと共に古典バレエと競技スポーツの中間領域に位置する独自の体操領域を明確にしたのである²³⁾。稲垣によると、国際モダン体操の基本原則は①健康②形態と姿勢③優雅な運動の3点と定義付けされており、新体操の原語は〈Modern Gymnastics〉であることから、日本で呼んでいる新体操とは、メダウのいうモダン体操と同義である²⁴⁾。

徒手体操は、他のスポーツと比較すると動きが単純で変化に乏しく、誰にでも行える性質をもつため、からだを動かす意識が薄くなってしまいう傾向があるのに対し、手具体操は物を持つことにより、物の性質に合う変化に富んだ動きを引き出すことが可能になる。つまり、自然な動きを引き出すために手具を利用するとも考えられ、それが極めて自然的な動きであり、合理的な動きであるといえよう。したがって新体操競技では、自然的で合理的な動きを表現するための手段として手具を使用していると考えられる²⁵⁾。また、手具によって技を大きくし、難度を高め、繊細な動きを生み出すなど無限の可能性が秘められており、そこに手具の果たす効果があるため、その使命は極めて大きい。

加えて前述のボーデ、メダウの両者は、新体操に大きな影響を及ぼし基礎を築いたといえる。両者が築いた体操は、ドイツにおける身体教育の手段として確固たる位置づけがなされており、20世紀の半ば頃にはヨーロッパ全体に広がっていった。

その後、第2次世界大戦後は東欧諸国を中心としてその関心が高まり、旧ソビエト社会主義共和国連邦 (以下「ソ連」と表記) を中心とする東欧諸国で現在のような新体操の原型がつくられていった。それは、1936年に芸術体操の組織が芽生え、1945年に芸術体操の各団体がモスクワに集まり女子体操の諸問題を討議した結果、芸術体操が女子体操の大切な一部分を構成する内容に組み込まれたことにより、体育の中に芸術体操の場が設けられたことからうかがえよう²⁶⁾。また、1949年に新体操の原型である芸術体操の第1回ソビエト選手権が行われ、1954年には競技で用いられる手具が決定され、なわ、輪、ボール、リボンが行われる等、東欧においていち早く新体操のスタートが切られた²⁷⁾。それが徐々に競技化し、FIGの一部門として位置づけられるに至ったのである。そして、1963年には第1回世界新体操選手権大会がハンガリーの首都ブダペストで開催され、今日に至っている。それは女性独特の身体運動として主にその動きの美しさ、リズム、表現力が強調されてスポーツ化されたものであったといえるだろう。それ故、新体操はつい最近まで英語表記の正式名称で Rhythmic Sport Gymnastics と呼ばれていた²⁸⁾。新体操がオリンピック種目として定着をみた今日、体操 (Gymnastic) も含め、そこから生まれ

た新体操は、もはや完全にスポーツ (Sport) 概念に包括されていたといってもよいだろう。そして、この新体操が競技スポーツとして定着し、そこでの競争の関心が高まるにつれ、競技性がより明確になってきたのである。

以上のように新体操は、ドイツ体操の名の下に発展し、リズム体操、手具体操、モダン体操などの過程を通り進化を遂げてきた。つまり、この新しい体操を基に誕生した新体操は、これら全ての体操の理念を融合させた体操であり、様々な過程を通り発展を成してきた体操である。また、身体の機能面に目標が向けられた身体形成体操と、動きそのものに目標が向けられる運動形成体操の両方に属していると考えられ、大変奥深いスポーツ競技であるといえるだろう。

これまで考察してきた内容から結論づけられる新体操の運動特性は、次のように整理できる：

1. 体操の中に分類され、一部のアクロバットの要素を除き、日常的な動きを基本としている。
2. 音楽を伴いリズムを重視する動きの体操である。
3. 手具との協調を意図した体操である。
4. 定められた空間と時間を使って、動きの美的表現を基調とする体操である。

4. 採点規則の変遷にみる新体操の競技性

どの競技スポーツにおいても、そのスポーツが何を競争しているのかという根本課題を理解することは、勝利を目指してトレーニングする選手にとって極めて重要なことである。例えば、陸上競技におけるトラック種目は走る速さを競争しているといえるが、それだけの認識では不十分である。それが常に他者との競争であるという点を無視してトレーニングを重ねるだけでは、好成績は期待できないだろう。それは、そこでの選手同士の駆け引きが勝負に大きな影響を及ぼすことを私たちは知っているからである。それでは、1人で演技する新体操においては、一体何を競争しているのだろうか。現行のルールにおいてそれを知ることは極めて至難なことであるといわざるを得ない。なぜなら、競技性を示すところの採点規則そのものが複雑すぎるからである。

新体操が体操競技を統括する FIG に仲間入りし、最初に世界選手権大会が開催されたのは1963年である。その当時の規則は、今からみると実に単純であった。その当時は、今日という採点規則集のような冊子はなく、競技会の直前に通達として採点規則を関係者に報告するに留まっていた。初めて採点規則集としての体裁が整えられたのは、1973年度版のものからである。そこで以下では新体操の採点規則が、いかなる変遷を辿り高難度志向のものへと移行してしまったのかを考

察するため、1973年度版を基に、その後大きく改正された1990年度、1998年度、2001年度、2005年度、2009年度の採点規則を比較し、構成内容や難度の移り変わりについて検討を加えていく。なお、各年度における採点規則の概要を表1に示す。

1973年度採点規則²⁹⁾における構成内容は、難度要素、独創性および技術価値、伴奏と演技との関係の3項目による7点と、実施点の3点の計10点で評価されており、その内容は簡潔なものであった。また、実施においては演技の正確性と安定性、一般印象の3つの採点項目により評価されていた。徒手難度については中級難度、高級難度の2つに分けられていたが、図解ではなく文章で述べられているため理解しにくかった。難易度は現在と比較できないほど単純で簡単ではあるが、柔軟、ピボット、ジャンプ、バランス要素の原型が見られることから、徒手運動の重要性がうかがえる内容である(表2参照)。

1990年度採点規則³⁰⁾になると、一般印象という大変曖昧で審判の主観によって大きく左右される内容が排除された。一方構成内容は以前よりも詳しく示され、多くの要求がなされるようになった。大きく変わった点は、熟練度、独創性、リスクに対してボーナス点が与えられる加点法になったことである。これにより技術を向上させるだけでなく、技術の工夫や発展、新しい難度の開発等が進められた。またこの採点規則より、高級難度4個、中級難度4個が初めて実施難度として指定されたが、ジャンプ、ピボット、バランス、その他要素群からの選択となっているため、体全体の技術を必要とし演技内容として偏りがなく、バランスのとれた演技構成を求めていたことがうかがえる。

1998年度採点規則³¹⁾になると、実施点の得点配分が3点から10点へと改正され、実施内容における価値が重要視されてきたことがうかがえる。また、採点規則に記載される難度の数が増加し、レベルにおいても高級難度、中級難度の2段階評価からA、B、C、Dの4段階評価に改正された。また、実施難度数は4つの単独基礎B難度とB以上の難度を最高8個まで行えるようになった³²⁾。

2001年度採点規則³³⁾になると、採点方法や得点配分、実施難度数など、全てにおいて大きな変化をみせた。まず、得点配分においては技術的価値が10点、芸術的価値が10点、実施点が10点の合計30点満点で評価するようになった。しかし、一番大きく改正された点は、競技者が予め審判に演技内容を書面(FIGで決められている申告書)に記入し提出する申告制になったことである。これにより、審判は選手が提出した申告書と実際に実施する演技とを比較し採点する方法へと大きく変わった。そのため、選手のミスや難度の不正確さ

表 1 1973 年～ 2005 年度版採点規則の主な構成内容と得点配分

	構成点	実施点	芸術性	最終得点	実施難度数
1973 年	7.0 点 ・難度要素の価値 ・独創性及び技術価値 ・伴奏と演技との関係	3.0 点 ・演技の正確性と安定性 ・一般印象	芸術という枠はなく、構成点の中に組み込まれていた	構成+実施= 10.00	特に指定はない
1990 年	6.4 点 ・構成の技術的価値 ・多様性 ・音楽と動きの関係	3.0 点 ・手具操作の技術 ・徒手の技術 ・リズムの実施（音楽と動き）	ボーナス 0.6 点 ・独創性、熟練度、リスクが、ボーナスという形で扱われた	構成+実施+ボーナス= 10.00	高級難度 4 個、中級難度 4 個（ジャンプ、ピボット、バランス、その他要素群から選択）
1998 年	10.00 点 ・技術的価値 ・芸術的価値 ・振り付け ・伴奏音楽等	10.00 点 ・手具操作の技術 ・徒手の技術 ・リズム ・ボーナス加点（表現力、熟練度）	構成の中に含まれる芸術的価値とは、体や手具、演技の多様性を評価するものであり、表現や芸術の評価は実施の中のボーナス加点（0.3 点）しかなかった	構成+実施÷2= 10.00	4 つの単独基礎 B 難度と、B 以上の難度を最高 8 個
2001 年	・技術的価値 10.00 点 ・芸術的価値 10.00 点 ・振り付け ・特別な芸術的特徴（3.0 点） ・音楽	10.00 点 ・音楽と動き ・身体の技術 ・手具の技術（ボーナス加点は排除された）	芸術的価値という評価項目はあるものの、美的動作や表現力を評価するのではなく、手具の技術の評価する採点方法であった	技術的価値+芸術的価値+実施= 30.00	実施難度は最高 12 個（但し、コンビネーション難度として技を 3 つまでつなげてもよくなったため、実質的には約 30 個以上の難度を実施）
2005 年	・技術的価値 (VT) 10.00 点 ・芸術的価値 (VA) 10.00 点 ・振り付け ・特別な芸術的特徴（7.0 点） ・音楽	2001 年と同じ	特別な芸術的特徴の得点配分が3点から7点に改正されたため、手具を扱うことがますます困難となった	(技術的価値+芸術的価値)÷2+実施= 20.00	実施難度数は最高 18 個（コンビネーション難度が不可となり、高難度の技を単発で実施できる能力が必要となった）

(出典『1973～2005年採点規則 新体操女子』、(財)日本体操協会。)

は明確にわかり、今まで以上に徒手難度に重点が置かれるようになった。さらに、実施難度は最高 12 個まで行うことができるようになったが、採点規則上コンビネーション難度として技を 3 つまでつなげることが可能になったため、実質的には約 30 個以上の難度をこなさなくてはならなくなった。これは、1998 年度採点規則において実施難度数が約 12 個だったのに比べ、2 倍以上にもなる数である。また、徒手難度においては以前までなかった様々な形態が難度表に加わり、ジャンプでは脚の開脚は 180 度以上、バランスでは上げる脚の高さによって難度の価値が決められ、後屈の範囲も驚異的な角度まで要求されるなど、すべての難度においてレベルが細分化された。芸術点においては、「芸術」という極めて不明確で見る者によって価値観の相違が発生しやすいものを点数化し、動作やテクニックの一つ一つに技的価値を与え客観性を持たせた。例えば、手以外でロープやリボンなどの手具を操作すれば 0.1 ポイント、背面から高く手具を投げ上げれば 0.1 ポイント、足で手具をキャッチすれば 0.1 ポイントが加

算されるなどである。これにより、審判や選手にとって芸術点に分かりやすくなったのは事実である。しかしこのような採点規則のもとでは、芸術ポイントを稼ぐために表現力や個性を重視するより、明確にポイントが獲得できる巧みな手具操作にはしる傾向が強くなったのも事実であり、この改正を境に新体操の採点規則は、難度を重視したものへと大きく傾いたといえるだろう。

2005 年度の採点規則³⁴⁾では、特別な芸術的特徴（手具使用、熟練度、独創性）の得点配分が 3 点から 7 点に改正され、手具操作にも目が向けられるようになった。これは以前の採点規則において高難度の技をこなすことに必死になった結果、手具を操作するという要素が乏しくなったことが要因だと考えられる。実施徒手難度数は最高 18 個になり、数の上では減少したものの、コンビネーション難度を使用できなくなったため、すべての難度の技を単独で行わなければならなくなり、高得点を狙うためには今まで以上に高難度の技を単発で実施できる能力が必要となった。

新体操の採点規則に関する哲学的研究

表2 1973年度徒手難度表

運動名	中級難度	高級難度
波動運動およびその連続	<ul style="list-style-type: none"> ・1/4 転回とともに上体をひねりながら波動運動し、平均運動。 ・テンポの早い波動運動後1回または2回転とび、さらに跳躍。 	<ul style="list-style-type: none"> ・片足を体前で曲げ、足先を膝につけた姿勢から大きく波動運動、後平均運動、さらに半回転して各種平均運動。
体を曲げる動作	<ul style="list-style-type: none"> ・片足を前に大きく出し、体後屈両手をくろぶしに触れ、徐々に反りのまま上方に重心を引き上げる。 ・深く体後屈し、上体を回しながら床面に平行に側屈。(直立、膝座にて行う) 	<ul style="list-style-type: none"> ・片足を曲げて踵の上につき、他の脚を後へ伸ばし、体を前へ曲げ、胸で膝に触れ、次に後へ反り上体と両腕とを床面に平行にする。
回転	<ul style="list-style-type: none"> ・体を前または横へ曲げて2回転後、2つ折の前屈。 ・片足を振り上げ、1回転、直ちに反対方向に2回転。 	<ul style="list-style-type: none"> ・片足支持脚、片足支持脚と反対の方に2回転後、上体を深く反らす。 ・体を深く反らせ、片脚を後へ伸ばした姿勢から体前屈し、脚を半ば曲げた姿勢に移るとともに2回転後、跳躍。
跳躍	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきつけ跳び、空間で膝を伸ばし上体をつける。 ・後方カットから前屈ふみかえ跳びの連続。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回転跳びからひきつけ跳びツイスト。 ・開脚跳びから2回連続。はさみ跳び、反り跳び。
平均姿勢		<ul style="list-style-type: none"> ・体を深く反らせて片脚支持、他方を後へ伸ばし、さらに反動を利用し片脚支持、他方を後へ曲げ、足先を襟首の高さになるように上げ停止。 ・支持脚屈膝した足に上体をつけ、片足を後に上げ前倒姿勢から1/4、1/2ひねり平均運動。

(出典 『1973年採点規則 新体操女子』, (財)日本体操協会.)

現行の2009年度版採点規則³⁵⁾で大きく変わった点は、以前まで芸術的価値として評価されていた手具の技術が、手具の難度として別項目に分類されたことである。以前から手具の操作や投げ技については、芸術ではなく技術だという意見が多く、新体操関係者にとってこの改正はすんなり受け入れられるものであった。しかし、以前まで手具操作の価値が7点だったのに対し、2009年度からは10点満点まで引き上げられた。そのため、徒手難度に加え手具操作までもが慌ただしくなり、曲を感じ表現しながら演技を行うというよりも、技の羅列という方がふさわしい状況になっている。また高得点を狙う選手は、価値点が高く、安全でやり易い技や手具操作を行うため、演技の内容がどれも似通ったものになってしまう傾向があることは否めない。

以上、幾度にもわたり改正されてきた採点規則の変遷をみると、改正の度に競技性の評価規準が変化を遂げてきたことが理解できる。だがそれと同時に、以前から採点規則に含まれ続けた点、つまり新体操を評価するにあたり欠かせない点であり新体操の競技性を示す点も明らかとなった。それは次のようにまとめることができる。

- (1) 体操の合理性 (徒手体操の正確さ)
- (2) 動きのリズム性 (律動性 = 伴奏音楽との関係も含む)

- (3) 体操と手具の一体性 (連動性)
- (4) 体操の芸術性 (個性, 技巧, 美の表現)
- (5) 体操要素及び手具操作の難度性

以上において明らかになった通り、新体操の競技性は明確であり、前項で列挙した新体操の運動特性とも合致しているように思われる。ところが現在用いられている採点規則は、新体操の運動特性が十分に生かされたものとは言い難いものとなっている。そこで以下では、ここまでの考察によって明らかにされた新体操の運動特性および競技性と現行の評価規準とを照らし合わせ、現行の評価規準が抱える問題点について検討していきたい。

5. 柔軟性の重視とその弊害

近年における評価規準の問題点としてまずあげられるのは、柔軟性重視の傾向である。

2001年度版を境に大きく変化した採点規則だが、その背景には1998年度までの採点規則の下満点を出す選手が続出し、上位選手の点数差があまりにも僅差のため、採点が極めて困難になってしまった経緯が見られる³⁶⁾。FIGではこの問題点を解決するべく、難度全体のレベルを引き上げ、またすでに明らかになったように、極めて不明確で見る者によって価値観の相違が発生しやすい芸術性や難度を、できるだけ詳細に規定し、また点数化することで採点方法や評価規準を明確

にしたのである。しかし、評価ポイントを難度重視にしたため、選手の徒手能力は更なる発展を遂げ、その結果、ますます高難度志向の採点規則へと傾いていかざるを得なくなったと考えられる。ところが近年の採点規則集を眺めると、徒手要素全体のレベルアップではなく、年々後屈を伴う難度のバリエーションばかりが増えている様子がみてとれる。実際に2001年度の採点規則では、同じ運動でも後屈度によって加点されるなど、後屈運動に高い評価がされているのが明確である。だが、採点規則集からは、後屈の重要性やなぜ後屈運動が高い価値に値するのかといった点が見出せず、柔軟性を重視する評価規準に不信が募るのは著者だけではないはずである。

新体操の発祥地であるロシアは、第1回目の世界選手権を皮切りに、現在に至るまで世界選手権において上位を守り続けてきた歴史がある(表3参照)。言い換えるならば、ロシアが長年にわたり新体操の歴史を牽引すると同時に、能力の高い選手達の出現により採点規則を発展させてきたのである。そして現行の柔軟性重視の採点規則へと移行した背景の中で、最も大きな影響を与えた人物として、アリーナ・カバエバ選手³⁷⁾(ロシア)とそのコーチ、イリーナ・ヴィネル氏³⁸⁾(ロシア)が挙げられる。

ヴィネル氏がコーチとして世界へ戦いを挑んだのは1993年のソ連崩壊後である。彼女がとった戦術はソ連の戦術であった高い技術と選手の身体能力を活かす難度重視の戦術そのものであった。長年ロシアの競技通訳、FIG会議通訳を行ってきた水野祐子³⁹⁾によると、カバエバ選手の先駆けとなる、超柔軟性をもった2選手(ザリポバ・アリーナ、ヤナ・バテリシナ)がセンセショナルなデビューを果たしたものの、当時のルールや時代を先行しすぎた柔軟性は評価されなかったため、2人はビッグタイトルには恵まれることがなく、ヴィネルコーチは常に採点に対し不満をあらわしていたという⁴⁰⁾。

そのような中、転機が訪れたのは1996年であった。この年にFIG技術委員会入りを果たしたヴィネル氏は、新体操の根本的なルール改正に大きく関わることとなった⁴¹⁾。また、採点規則は通常オリンピックの周期に合わせ、4年毎に改正されていることから、当時は2001年のルール改正に向け徐々にその内容を進めていった時期だったと考えてもおかしくないだろう。事実、先に述べたように、2001年度に改正された採点規則は、以前と比較できないほど難度志向のものであり、改正されたルールはヴィネル氏の指導する選手の身体的特徴にきわめて有利な内容であった。それに合わせるかのように、国際デビューを果たしたのが前述のカバエバ選手⁴²⁾である。特別な柔軟性をもったカバ

エバの出現により、難度表の柔軟の項目が大きく改正されただけでなく、ジャンプの項目においてもジャンプの高さ(ジャンプ力)を評価するのではなく、跳躍中に後屈を伴うことで加点されるようになった⁴³⁾。ジュリエッタ・シシュマノバ(ソ連)によると、柔軟性は素質の中の一つとして重要であり、あらゆる種類の体操技術要因一屈伸、平均(バランス)、跳躍、波動などの技術を促進し、技術だけではなく柔らかく流れるような美しい動きをするために必要であり、選手にはすべての関節の柔軟性が必要であるという⁴⁴⁾。同じく遠山も、新体操では柔軟性が強調されるが、それは動きの基礎条件においてであり、美しい動きや手具の操作、正確な技をする上で必要とされるのであるとしている⁴⁵⁾。つまり、本来柔軟性は身体全体に必要な要素であり、後屈だけを重要視する必要はないのではないだろうか。しかし当時においては、FIGでこのような議論がされることもないまま、柔軟性をもった選手が上位を占めることにより、世界の動向は柔軟性重視に拍車がかかっていったといえる。

このように、採点競技である新体操にとって評価規準を示す採点規則は、大会の勝敗においても、技術能力の向上や発展においても大きく影響していることは容易に理解できる。また逆に、能力の高い選手、特質な能力をもつ選手の出現により、採点規則そのものが大きく変化し高難度志向、柔軟性重視の採点規則へと移行してきたことが明らかとなった。そしてこれらの問題点が、肉体的にも弊害を起こしていることは紛れもない事実である。

人の価値観は人の数だけあろうが、全ての人類に共通する最高の価値は「健康な命」であるといえるだろう。それは、価値(value)ということばの意味をラテン語に遡って紐解くと健康(Health)に辿り着くことから説明できよう⁴⁶⁾。またFIGでは体操の目的を、「体操」という合理的な身体諸運動の実践を通じて、男女体操家の身体的・道徳的な発達に尽力することであると記している(第1目的)⁴⁷⁾。

一般的に、スポーツ活動が生理的な許容範囲内であれば、それぞれの運動器官は好影響を受け発達し、競技適応能力は強化されるはずである⁴⁸⁾。しかし、運動強度(負荷の大きさや時間)が生理的許容範囲を超えるような場合には、障害が発生しやすくなる。そして生理的許容範囲が狭い成長期(ジュニア)はまさにこのような時期にあたる。

新体操の難度は、ジャンプ、バランス、ピボット、柔軟及び波動の4つのグループから成り立っている。現行の採点規則において高得点を獲得するためには、高い価値に値する難度の技を正確に行うことが最も重要だが、選手が高難度の技を実施しようとすればする

新体操の採点規則に関する哲学的研究

表3 世界新体操選手権大会 個人競技記録（個人総合）

回	開催年・開催地	個人総合 成績	国籍	日本成績
1	1963 ブタペスト	1位 スザビンコワ 2位 クラフトチェンコ 3位 トラシリエバ	ソビエト連邦 ソビエト連邦 ブルガリア	
2	1965 プラハ	1位 ミセコバ 2位 クラフトチェンコ 3位 マサトバ	チェコスロバキア ソビエト連邦 チェコスロバキア	
3	1967 コペンハーゲン	1位 カルブチナ 2位 レーマン 3位 セレダ	ソビエト連邦 東ドイツ ソビエト連邦	
4	1969 バルナ	1位 ギコバ 2位 ロペバ 2位 セレダ 2位 シュグロバ	ブルガリア ブルガリア ソビエト連邦 ソビエト連邦	日本初参加 (個人総合は不出場)
5	1971 ハバナ	1位 ギコバ 2位 カルブチナ 3位 ナミュティディノバ	ブルガリア ソビエト連邦 ソビエト連邦	21位 川向妙子 22位 五明みさ子 23位 小林衣代
6	1973 ロッテルダム	1位 シュグロバ 2位 ギコバ 3位 クラシネコバ	ソビエト連邦 ブルガリア ソビエト連邦	17位 小林衣代 19位 黒川美智代 26位 丸物幸子
7	1975 マドリッド	1位 リッシー 2位 ローゼンバーグ 3位 アレグレ	西ドイツ 西ドイツ スペイン	5位 森野容子 8位 高力美登里 9位 平口美鶴
8	1977 バーゼル	1位 デルギナ 2位 シュグロバ 3位 ギュロバ	ソビエト連邦 ソビエト連邦 ブルガリア	14位 荒尾三和子 15位 麓久美子 18位 小林由美子
9	1979 ロンドン	1位 デルギナ 2位 トーマス 3位 ガバシピリ	ソビエト連邦 ソビエト連邦 ソビエト連邦	9位 鶴木秀子 12位 麓久美子 30位 山崎浩子
10	1981 ミュンヘン	1位 ラレンコバ 2位 ラエバ 3位 イグナトバ	ブルガリア ブルガリア ブルガリア	11位 木村貴美枝 12位 山崎浩子 22位 太田倫代
11	1983 ストラスプール	1位 ギゴルギエバ 2位 イグナトバ 2位 ベログワソーワ 2位 ラレンコバ	ブルガリア ブルガリア ソビエト連邦 ブルガリア	27位 秋山エリカ 34位 山崎浩子 75位 大塚裕子
12	1985 バリャドリッド	1位 ギオルギバ 2位 イグナトバ 2位 パンバ	ブルガリア ブルガリア ブルガリア	19位 大塚裕子 30位 秋山エリカ 35位 浜田桂子
13	1987 バルナ	1位 パノバ 2位 イグナトバ 2位 ドナフスカ	ブルガリア ブルガリア ブルガリア	16位 秋山エリカ 39位 藤野朱美 43位 大塚裕子
14	1989 サラエボ	1位 ティモシエンコ 2位 パノバ 3位 ドナフスカ 3位 スディナ	ソビエト連邦 ブルガリア ブルガリア ソビエト連邦	8位 秋山エリカ 41位 川本ゆかり 42位 藤野朱美

表3 (続き)

回	開催年・開催地	個人総合 成績	国籍	日本成績
15	1991 アテネ	1位 スカルディナ 2位 ティモシェンコ 3位 マリノバ	ソビエト連邦 ソビエト連邦 ブルガリア	23位 川本ゆかり 43位 大久保智美 46位 藤野米美
16	1992 ブリュッセル	1位 コスティナ 2位 ペトロバ 3位 ルキャネンコ	ロシア ブルガリア ベラルーシ	16位 川本ゆかり 24位 大久保智美
17	1993 アリカンテ	1位 ペトロバ 2位 セレブリアンスカヤ 3位 ザリボバ	ブルガリア ウクライナ ロシア	14位 山田海峰 15位 川本ゆかり
18	1994 パリ	1位 ペトロバ 2位 ザリボバ 3位 ルキャネンコ	ブルガリア ロシア ベラルーシ	21位 山尾朱子 32位 田原睦子
19	1995 ウィーン	1位 ペトロバ 1位 セレブリアンスカヤ 3位 ルキャネンコ 3位 パテリシナ	ブルガリア ウクライナ ベラルーシ ロシア	19位 山田美峰 24位 山尾朱子
20	1996 ブタペスト	* 個人種目なし (団体種目のみ)		
21	1997 ベルリン	1位 ビトリチェンコ 2位 リプコフスカヤ 3位 パテリシナ	ウクライナ ロシア ロシア	18位 松永里絵子 19位 村田由香里
22	1998 セビリア	* 個人種目なし (団体種目のみ)		
23	1999 大阪	1位 カバエバ 2位 ラスキナ 3位 バルスコバ	ロシア ベラルーシ ロシア	10位 松永里絵子 22位 横地愛
24	2001 マドリッド	1位 イェロフィーバ 2位 ペイチェバ 3位 ペツソノバ	ウクライナ ブルガリア ウクライナ	日本不参加 (テロのため)
25	2002 アメリカ	* 個人種目なし (団体種目のみ)		
26	2003 ブタペスト	1位 カバエバ 2位 ペツソノバ 3位 チャシナ	ロシア ウクライナ ロシア	21位 村田由香里
27	2005 バクー	1位 カバエバ 2位 ペツソノバ 3位 チャシナ	ロシア ウクライナ ロシア	15位 村田由香里

(出典 高橋衣代:『新体操の歴史の変遷と採点規則の変化について』「東京女子体育大学紀要」, 東京女子体育大学, (35), 2000.)

ほど, 人間本来の可動域を超える脅威の柔軟性が要求されているのは, 採点規則を見れば一目瞭然である。そのため以前のルールと比較すると, 腰への負担がはるかに大きいことが容易に伺える。日本では全国のジュニアクラブ登録数の急激な増加, さらにルール改訂による複雑化や多様化, 徒手能力の高度化により,

高校生はもちろん, 中学時に新体操を始めたのでは習得実現についていけないのが現状である。そのため, 新体操開始時期の低年齢化が進むものと考えられ, より一層の肉体的弊害が危ぶまれるであろう。

6. 「芸術スポーツ」としての問題点

現行の評価規準が抱える問題点の二つ目として、「芸術スポーツ」としての新体操の本質に関する問題があることを指摘しなければならない。

競技の試合結果や記録に対し、さほど価値を持たない遊戯的なスポーツ活動においては、特定の審判員が存在しなくとも十分に競争が成り立ち、そこで決定される判定結果においても問題視されることはほとんどない。しかし、オリンピック競技大会や世界選手権大会など、そこでの競技結果や記録が大きな価値を持つ場合においては、審判員の資格や判定結果について問題視されることが多いと言ってよいだろう⁴⁹⁾。

採点競技において、客観的な評価をすることは極めて困難なことである。特に芸術スポーツにおいてはその問題を複雑化する要因として、何を美しいとするかについてそれぞれの人間（審判員）の価値観や経験値に左右されることや、人間の背後に存在する国家的、民族的な文化に違いがあることがあげられる。演技の姿勢の乱れや未熟な動きを技術的に評価する目は、審判員間にあまり相違がない一方、高度に熟練された演技を評価する場合、審判員によって美観が異なるのは当たり前なことであり、美的価値を統一するよう強要することは、逆に芸術的スポーツの発展を遮る恐れがある⁵⁰⁾。

採点方法や評価規準の曖昧さを排除し、簡単かつ明瞭に演技の構成を評価できるように進化してきたといえる現行のルールであるが、その中でさまざまな問題を抱えていることは事実であり、新体操の本質が希薄になってゆく傾向にあるのも避けられない問題である。

「人生において人の全ての行為・行動は、目的に向けての手段（方法）であると考えることができ、その人間の考える方向が一步誤ると、関連するすべての事柄が誤った方向へと導かれてしまう危険性を兼ねている」⁵¹⁾ ことから、採点規則改正には細心の注意を払わなければならない。競技に詳しくない一般の観客にとって、最も理解に苦しむのは運動の価値（難しさ）がどのように算出されたかということであり、逆に理解しやすいのが、演技の正確さ（ミスの有無）、大きさ、力強さ、美しさ、個性のような芸術性、つまり曖昧な観点といえよう。この曖昧な観点こそ多くの人の心を動かす重要な観点であるにもかかわらず、現行のルールでは感動できる観点の大部分は採点規則から排除されてしまったということになる。人の心を動かす「芸術スポーツ」の採点規則のはずが、実際は人間の「感動」が入る隙間もなく、競技に精通した一部の人間にしか理解できない採点規則になってしまっているといえる。無論、今の採点規則でさえ審判にとっては複

雑で手間のかかるものであり、止むを得ない進歩の途上の姿なのかもしれない。

採点競技である新体操にとって審判の下す評価は絶対的なものである。しかし、評価規準を設定するFIG役員や、評価を下す審判員が上記のような採点規則の内容に疑問を抱き、迷うようであって良いはずがない。

振り返って初めて採点規則集として体裁が整えられた1973年度の採点規則では、「独創性および技術価値」や「一般印象」、「動きと音楽との調和」という項目が重要視されていたように、人々の心を動かす技や音楽と調和した動きに、妥当な順位や喝采を与えるのが「芸術スポーツ」、「採点競技」の原点なのではないだろうか。つまり、体操競技（新体操競技）の存在理由の根本的なことは、人がそこに魅力を感じ、価値を認め、それをやってみたいと望むことであるように、万人に受け入れられない限り、今後そのスポーツの発展、普及は期待できないであろう⁵²⁾。そして、世界の動向が技の高度化に拍車をかける歴史の中において、あくまでも動きを中心に高度な演技を発展させていくべきであり、さらに掘り下げられた動きの深さ、洗練された動きの質は、高度な技と同じように高い評価をされることが望まれる⁵³⁾。

7. まとめと今後の課題

本研究は、新体操の形成過程を概観することで新体操の運動特性を明らかにするとともに、採点規則の変遷を辿って新体操の競技性を明らかにし、新体操の運動特性および競技性と今日における採点規則の適合性について検討を加えるものであった。

本研究によって新体操は、動きの可能性を追求し、動きの奥深さ、体、手具、音楽との一体感、技の高度さが織りなす美的表現を運動特性とするスポーツとして認識されてきたことが明らかになった。また新体操の採点規則は、1973年以降改正が繰り返されながら変遷してきたが、体操の合理性、動きのリズム性、体操と手具の一体性、体操の芸術性、体操要素及び手具操作の難度性に関する項目は常に採点規則の中に位置づけられており、これらが新体操の競技性を示す点であることが明らかにされた。一方、現在の採点規則との適合性については、新体操で用いられている評価の規準は、新体操の運動特性や競技性と適合しているとはいえないことが本研究を通して明らかとなった。すなわち不明確で価値観の相違が発生しやすい芸術性や表現力などが評価規準から排除され、代わりに審判員が評価しやすい難度や手具操作技術に力点が置かれたことによって、採点規則が柔軟性を重視する高難度志向のものへと移行され、「芸術スポーツ」としての新体操の本質にかかわる問題が引き起こされているのである。

このように形式化傾向にある現行の採点規則では、新体操本来の運動特性を実際に目で見るができないうままであろう。新体操の本質的な側面を構成する「動きの技術」と「難度の技術」とを対立させることなく、いかに調和、統合させていくかが、新体操の普及、発展の重要な鍵を握っていると考えられる。その意味からも今後、採点規則の改正に当たっては、本論で指摘された諸問題の解決に向けての議論が課題であろう。

また、他の採点競技における評価規準や、審判員の価値観などを考察の対象とすることも必要であろう。なぜならば、新体操を真の国際スポーツとして確立させようとするならば、新たな視点から新体操の採点規則を見直し、特定の選手にしか有利にならない評価規準ではなく、世界中の異文化をもつ誰もが平等に魅力を感じるような規則をつくる必要があると著書は考えるからである。少なくともそこには動きの奥深さ、体、手具、音楽の一体感といった新体操の運動特性を考慮にいれたうえで、公正を原則とする評価規準を設定し直すことが求められるであろう。

したがって、今後の研究課題としては、世界中の異文化と国際スポーツとしての新体操の関係性についての検討が残されている。それは、オリンピズムの視点から新体操を眺めたとき、重要な課題であると認識しているからにはほかならない。

8. 注及び文献

- 1) 中具夫：『美とは何か～近代文明がもたらした美と人類の危機～』、郁朋社、2005、pp.19-26.
- 2) シドニーオリンピック（2000年）以後大幅なルール改正が行なわれ、高度な技術を必要とする、特に柔軟性を重要視する得点配分へと移行した。それに伴い、柔軟性を強調した選手が目立つようになり、選手の個性的魅力を抑制させる結果となった。また高難度の技を追い求めるあまり、ミスやふらつきによる演技の中断が多々見られ、美しく優雅に演技することが困難になったのも事実である。
- 3) 遠山喜一郎：『新体操 上』、1981、p.22.
- 4) 現在の得点配分は、構成の技術的価値（身体の難度）(D1) 10点、手具の要素の価値（手具の難度）(D2) 10点、芸術的価値（伴奏音楽、振り付け、多様性等）(A) 10点、これらにおいて技術的なミスを実施で評価する実施点 (E) 10点とされており、最終得点は $(D1+D2) \div 2 + E + A = 30$ 点満点で評価するものである。アテネオリンピック（2004年）以降大幅に変更された点は、難度数が最高12個までと改訂されたことであるが、上位を目指すためには1難度で高得点を取らざるおえなくなり、益々難度志向のルールへと移行した実態が明確にうかがえる（新体操委員会：『2011採点規則 新体操女子』、(財)日本体操協会、2011.）。
- 5) FIG：『STATUTES EDITION 2007』、FIG、2007.
- 6) 新体操委員会：『新体操情報誌 R.G.』、(財)日本体操協会、1992-.
- 7) 加茂佳子・関田史保子：『新体操世界の技術—美と躍動の世界—』、講談社、1983.
- 8) 山田美恵子「新体操のフェッテピボットにおける踏み込み動作のバイオメカニクスの特徴」『日本女子体育大学紀要』、日本女子体育大学 (41)、1-7、2011.
- 9) 柿本真弓・田口晴康・菅尾尚代：「新体操競技の前後開脚ジャンプに関する一考察」『福岡大学スポーツ科学研究』、(38-1)、pp.21-33、2007.
- 10) 瀧澤康二：「体操競技の難度に関する哲学的研究」『日本体育大学紀要』、日本体育大学、(28-2)、pp.107-114、1999.
- 11) 高橋衣代：「新体操の歴史の変遷と採点規則の変化について」『東京女子体育大学紀要』、東京女子体育大学、(35)、pp.59-79、2000.
- 12) 内海雄吾・金池妍・福井利勝：「新体操個人競技における採点規則についての一考察」『国土館大学体育研究所報』、国土館大学体育学部附属体育研究所、(20)、pp.21-40、2001.
- 13) 『DER SUPORT BROCKKHAUS』、F.ABROCKHA US WIESBADEN、p.194、1979.
- 14) F. ABROCKHA US WIESBADEN：同上書、p.194、p.237、p.299.
- 15) リズム運動、聴覚、トレーニング即興動作を基本に音楽性の身体表現を体育分野で行う。また、音楽性を生かし、リズムに対する筋肉の緊張と弛緩を目的とし、動きの美しさを表現する「新しい体操」を創造した一人とされている。(稲垣正浩：前掲書、p.448.)
- 16) ボーデの基本理論にあるものは、全体性の法則、緊張と弛緩のリズミカルな相互変換性の法則、経済性の法則心身相互作用の法則などである。(稲垣正浩：前掲書、p.448.)
- 17) 佐藤友久・森直幹：『体操辞典』、道和書院、p.194、1978.
- 18) 板垣了平：『体操論』、アイオーエム、p.46、1990.
- 19) 板垣了平：同上書、pp.10-14.
- 20) 代谷藤子：前掲書、p.65.
- 21) F. ABROCKHA US WIESBADEN：前掲書、p.194.
- 22) 稲垣正浩：「新体操」岸野雄三編『最新スポーツ大事典』、大修館書店、1987、p.451.
- 23) 稲垣正浩：同上書、p.451.
- 24) 稲垣正浩：同上書、p.451.
- 25) 遠山喜一郎：「新体操の概要」『新体操・上』、不味堂出版、pp.26-40、1981.
- 26) 代谷藤子：『新体操における歴史的発展の一考察』「兵庫女子短期大学研究集録」、兵庫大学、(28)、pp.64-72、1995.
- 27) 加茂佳子・関田史保子共著：『新体操世界の技術—美と跳躍の世界—』、講談社、p.70、1983.
- 28) 現在では『Sport』が削除され、Rhythmic Sport Gymnasticsと表記されるようになった。
- 29) 新体操委員会：『1973年採点規則 新体操女子』、(財)日本体操協会、1973.
- 30) 新体操委員会：『1990年採点規則 新体操女子』、(財)日本体操協会、1990.
- 31) 新体操委員会：『1998年採点規則 新体操女子』、(財)日本体操協会、1998.
- 32) B以上の難度を行う時は、 $A+B=C$ 、 $B+B=D$ など、難

- 度を組み合わせる(コンビネーション難度を行う)ことが必要となった。
- 33) 新体操委員会:『2001年採点規則 新体操女子』, (財)日本体操協会, 2001.
- 34) 新体操委員会:『2005年採点規則 新体操女子』, (財)日本体操協会, 2005.
- 35) 新体操委員会:『2009年採点規則 新体操女子』, (財)日本体操協会, 2009.
- 36) 高橋衣代:「新体操の歴史の変遷と採点規則の変化について」『東京女子体育大学紀要』, 東京女子体育大学, (35), pp.59-70, 2000.
- 37) 15歳で欧州選手権(1998年ポルトガル)優勝という華々しいデビューを飾り, その後2度の世界選手権優勝, 2000年シドニーオリンピック大会3位, 2004年アテネオリンピック大会優勝など, 可能な限りのタイトルを手にしてきた。(水野裕子:「新体操大ロシア」『ユーラシア研究』, ユーラシア研究所, (36), p.40, 2007.
- 38) 何人ものオリンピック, 世界選手権チャンピオンを輩出してきたコーチであり, 新体操を語る上では切っても切り離せない人物とされている。
- 39) 日本で行われる新体操競技会の事務局調整担当や競技通訳, FIG会議通訳, 加えて日本ナショナル及びナショナルジュニアのロシア合宿において, ロシアの通訳を務め, 業務時やプライベート等でも2人と関わりをもつ。
- 40) 水野裕子:前掲書, p.40.
- 41) 水野裕子:前掲書, p.40.
- 42) カバエバは, 2001年マドリッドで開催された世界選手権で優勝するも, ドーピング陽性により金メダル剥奪。また, 同大会において2位のイリーナ・チャシナ(ロシア)も同じく1年間の出場停止処分を受けた過去がある。このよう事実からも, 勝利のためには手段を選ばないとの一般の風潮を呼んだ。(水野裕子:同上書, p.40.)
- 43) 石崎朔子:前掲書, p.39.
- 44) ジュリエッタ・シシュマノバ著/天満陽子訳:『美の表現をめざして—新体操の道—』, (株)ベースボール・マガジン社, p.38, 1978.
- 45) 遠山喜一郎:「新体操特集」体操委員会編『日本体操協会機関誌 体操』, (財)日本体操協会, p.28, 1977.
- 46) 滝沢康二:「スポーツの問い—体操競技の現状分析から—」『体育哲学研究』, 日本体育学会, (37), pp.149-153, 2007.
- 47) 岸野雄三:「創立当時の世界の体操事業」, 前掲書, p.11.
- 48) 奥脇透:『ジュニア期のスポーツ障害と予防』, 少年写真新聞社, p.7, 2002.
- 49) 瀧澤康二:「スポーツにおける審判員の倫理」『日本体育大学紀要』, 日本体育大学, (20-2), p.83, 1991.
- 50) 瀧澤康二:「頻繁に起こる判定トラブル」近藤良享編『スポーツ倫理の探求』, 大修館書店, p.237, 2004.
- 51) 瀧澤康二:同上書, p.151.
- 52) 瀧澤康二:「体操競技の難度に関する哲学的研究」『日本体育大学紀要』, 日本体育大学, p.113, 1998.
- 53) 遠山喜一郎:前掲書, p.20, 1981.

<連絡先>

著者名:村田由香里

住 所:東京都世田谷区深沢7-1-1

所 属:体育史研究室

E-mail アドレス:yukarimurata@nittai.ac.jp